

# 京 都 市 建 築 審 査 会

## 平 成 2 8 年 度 第 3 回 会 議 議 事 録

### 1 開催日時

平成28年6月10日（金曜日） 午後1時30分から午後5時10分まで

### 2 場 所

ひと・まち交流館 京都

地下1階 景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1（公開口頭審査以外の議事事項）

2階 大会議室（公開口頭審査）

### 3 出席者

#### 【建築審査会委員】

高田会長，松本委員，東委員，南部委員，西嶋委員，板谷委員，奥委員

#### 【建築審査会事務局】

歯黒建築指導部長，高木建築指導課長，平居道路担当課長，和田建築審査課長，川口建築安全推進課長，中川調査係長，磯林企画基準係長，奥山担当係長，渡邊道路第一係長，小西道路第二係長，水口係員，若松係員

#### 【参考人】

松苗課長補佐（消防局予防部）

#### 【傍聴者】

25名（議事事項(2)の公開口頭審査24名，議事事項(6)1名）

### 4 議事概要

#### (1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成28年度第2回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

#### (2) 平成27年度第2号審査請求事件（左京区）に係る審議及び公開口頭審査

ア 審議

イ 公開口頭審査（※イについては公開）

ウ 審議

#### (3) 同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件）

#### (4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：北区1件）

#### (5) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（寺院：左京区1件）

(6) 事前相談

(仮称) 第2寺町六角ビル増築計画に係る総合設計制度の許可

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）、（2）の公開口頭審査、（5）及び（6）
- ・非公開：上記の議題（2）の審議、（3）及び（4）

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成28年度第2回会議の議事録の承認  
結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議の臨時会を6月27日（月）午前9時30分から京都市役所で開催することとした。

(2) 平成27年度第2号審査請求事件（左京区）に係る審議及び公開口頭審査

平成27年度第2号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。午後2時から午後2時35分まで公開口頭審査を行い、その後、再度審議を行った。

(3) 同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件）]

ア 報告の概要

これまでの審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9002	伏見区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(4) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：北区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案 番号	申請場所	申請者	用途
9003	北区	(個人)	専用住宅

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：36-5の通路部分は敷地にはならないのですか。

処分庁：基準ではその通路部分は敷地から外し、建ぺい率と容積率とを算定することになっております。

委員：36-5は空き地ではなく、ここに家が建っているわけではないのですか。

処分庁：36-5自体はL型の敷地となっており、奥の広い敷地が本申請地で赤い部分が本通路になっております。

委員：36-5全体を敷地に設定することはできるのですか。

処分庁：43条ただし書許可を使用してはできません。2mの接道が必要になります。

委員：現況、ブロック塀にリブがあり、厳密に言うと、リブを除いたところで1.5m以上必要だと思うのですが、これはリブを除いて1.5m以上あって、今回、建築計画はリブを取り除いて3段詰みで上にアルミフェンスをされるから、1.8mが確保されることになり、両面から問題がないという理解でよろしいのですか。

処分庁：今回、控え壁があるところは現状は1.5mないんですが、最終的には1.8m取れるということで、問題ないという判断をしています。

委員：厳密に言うと、リブの部分を除いて1.5mないと、この1.5m以上の扱いという規定を適用できないと理解していたのですけれども違うのですか。

処分庁：今回は全てやり替えるので、支障はないと考えています。

委員：結果は良いのですが、元々1.5m以上ある通路でこの規定を適用するというので、個別審議になるということだと思うのですが、いかがですか。

委員：1.5m確保するのですよね。

処分庁：はい。元々、なければならぬということ言えば、厳密にいうとそうですが、そこは多少、狭い部分がある場合も柔軟に対応しているところです。

委員：ければ、軒先等の規定があるので、そう読めるのだろうと思いましたが、念のために確認させていただきました。

処分庁：今回の場合は最終的には無くなるということにより良い方向となるため、問題はないと思います。

#### (5) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（寺院：左京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案 番号	申請場所	申請者	用途
9004	左京区黒谷町121番地, 121番地1, 117番地4及び117番地9の各一部	宗教法人 金戒光明寺 執事長 芳井 秀教	寺院(茶所)

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：申請地の中に建物がいっぱいあるのですが、これは用途上不可分の建物ということになるのですか。

処分庁：緑色の中は、用途上不可分の寺院となります。塔頭は塔頭で今後建て替えの際には43条許可を取ることになります。

会長：これを別の用途に使うということを考えると、少しまた変わってくると思いますが、ここで商売はしないということは、確認していただいていますか。

処分庁：直接、執事長にも確認させていただき、そのようなことは行わないとのことでした。

委員：資料が非常に分かりにくいんですね。18ページに仮想の道路幅員4.4mと記載がありますが、どこから道路を引っ張っているのですか。それから、6ページのところに「4.5」とか「5.6」とか記載がありますが、西側の道路は5.6mなのですか。あと、8ページのところに空地と書いてあって道路幅員が5.6mとあって、この角から後退距離1.62mという寸法が引いてあって、斜線が当たりますとか色々な書き方が混じり合っていて、分かりづらいんですね。

会長：道路をどこから飛ばしているのかという説明からまずお願いします。

処分庁：6ページを御覧いただきながら、広い空地として、黄色の線で囲っている境内地がありまして、南西角のところに幅員8.8mの42条1項1号道路があるのですが、その道路の2分の1の4.4mを18ページの斜線検討図の仮想の道路幅員として置いています。この道路は黄色の線で囲っている境内地の西側に位置していますので、緑色で囲まれた今回の申請地のすぐ西側に4.4mの仮想の道路を置いて検討しております。なお、6ページの申請建物の左側の水色に塗られているところに5.6mという数字が入っておりますが、これが8ページの空地の通路幅員の5.600と書かれているところになりまして、これは現況の通路の幅員を示しております。

処分庁：広い空地としておりますが、お寺ですので結構な数の建物が建っておりますので、確実に道路まで出られる通路というのを設定してもらっています。その空地を水色に塗っていますが、その幅員を示しています。

委員：今回に関しては、全体の中の茶所なので今説明をされたような風致2種の規定などを考えると十分空地が確保できているという理屈立てでこれは問題ないと思っっていることは御理解ください。将来に向けての話をされたのですが、塔頭というものの性格からすると将来分筆されて独立した寺院ということになる可能性も否定できないときに、状況によっては今と同じ考え方をずっと適用していくことがどこかのところで厳しくなることが、出てくる可能性はあると思

うので、それは別の理屈立てを今から準備されていないと、今回と同じような考え方でクリアすることが、しんどい場合が出てくるのではないかなと思います。

処分庁：将来に向けて分筆などが起こらないように敷地設定を平成20年にお寺側と協議させていただき、作成したものが6ページの図面になります。例えば、紫色で囲まれているところがそれぞれの塔頭のエリアということになります。これを建て替えるに当たって、例えば、先程の壁面の制限がかかってくる場所も出てきますので、そういったものは担保していただいた中で一定それぞれの隣地境界からの空地というものは確保できるかなと考えております。

委員：繰返しになりますが、大きな寺院の中の敷地の一体性の話と塔頭という話は同じ寺院ではあるけれども、独立した寺院の建物と考える方が歴史的に見ても素直かなと思います。それを考えていくと、こういう形での敷地割にすると、御説明をいただきましたけれども、それで説明できる範囲というものには限界があるのではないかなというのが、私の感想です。

委員：境内地の中に入っていない左端にある3つの寺院は独立した寺院ということですか。今回の光明寺とは違うのですか。

処分庁：同じ光明寺の塔頭にはなるのですが、それぞれ同じように紫の線で敷地設定をした場合、西側の3つの塔頭と北側にもう1つ塔頭があるのですが、この4つの塔頭につきましては建築基準法上の道路に接していることとなりますので、単独での確認申請が可能になります。よって、今回の43条ただし書許可を取って確認申請を出す必要がないことになり、今回の境内地の敷地の設定からは外しています。

委員：塔頭がそれぞれ独立しているから境内地全体を敷地とするわけにはいかないということになるのですか。

処分庁：その4つについてはそうです。

会長：いや、例えばここも含めて境内地だということは論理的には、可能ですよね。

処分庁：そうです。空地の範囲の設定としては可能になります。

処分庁：基本的に塔頭は塔頭でそれぞれ敷地であるという考え方に立っておりますので、今日の案件については緑の一番大きいいわゆる本山のあるところですが、紫が敷地の範囲になっておりまして、今、御指摘のありました龍光院なども基本的には一つ一つの敷地としてみる形になった場合、西側の3つの塔頭については道路に接している敷地であり、それ以外の今回、紫で囲んだようなところは道路に接していない敷地となり、基本的には建築できないということになりますので、今回の許可による建て替え等という対象に入れて行っているということになります。

委員：8ページの図面のみなしの道路というのは6ページでいうと、階段に当たるのですか。

処分庁：踊り場になっている丁度赤い三角が書かれているところが、8ページでいう空地の通路幅員が書いてあるところになります。

処分庁：18ページで4.4mと書いている仮想の道路はこれを言っているわけでは

ございません。存在しないものです。

会長：現状がどうなっているかとそこに道路が出てくるわけですね。

委員：18ページの断面図なのですが、これはどこを切っているのか未だに分らないのですが。

処分庁：東西を切っております。

委員：計画建物を東西に切ったら6ページの図面ではブルーの道路はないと思うのですが。

処分庁：かかっているところで切っておりまして、実際切りますと、塔頭の長安院のところが見えてくるという形になります。

処分庁：存在しない道路を道路としてみなして切っているということになります。

委員：存在しない道路をブルーで色を付けられているわけではないのですか。

処分庁：それは実際にある通路になります。

委員：そうしたら、このみなしの通路は、長安院の中に引かれている通路ですか。

処分庁：そうです。

委員：広い空地に接している道路ということですね。

委員：長安院は未来永劫、ここには広い空地が存在するという前提なのですね。

委員：広い空地の中にあるということですよ。

処分庁：広い空地は境内地そのものを言っています。

会長：実際の空地というのも概念上の話ですよ。全体が広い空地だということですよ。

処分庁：水色の空地というのは本当の空地になります。図面では通路という表現をさせていただいているので少しややこしくなってしまうのかもしれませんが、6ページでは空地と表現しておりますが、これはいわゆる通路、参道部分ということを表しています。先程の4.4mの斜線はこれとはまた別の話で境内地に接する黄色線の外側の広い空地に接する道路の2分の1となります。

会長：道路を西側から持ってこなくても本当はいいわけですね。今、西側から持ってきてこのような解釈をしているのだけれども、なぜ西かということ言われているのではないですか。

処分庁：西が一番、斜線制限が厳しくかかってしまうのですが、例えば南側も2項道路があり、緑色の敷地の南側にも道路があるとみなして斜線を引くという作業があります。建物の南側は緑色の線が離れていますので斜線は当たらないため、検討するまでもありませんが、西側については、緑色の敷地に建物が寄っていますので、西側の道路による影響が一番あるため、今回ここを示させていただきました。

委員：広い空地が接する道路が存する側にと書いてあるのだから、だから西側に作ったわけではないのですか。

処分庁：全部接しております。一番厳しいところは全方向からかかってくるので、先程出た塔頭の話になると考え方を変えないといけないということになります。

委員：繰返しになりますが、より混乱せずすむ基準をその例外のようなものを設けておかないと、元々、概念上の8.8mの2分の1の4.4mをそれぞれみ

なしでかけてくるわけですよ。広い敷地なんだけれども、たまたま境界側にあったので今回かかってきましたけども元々の塔頭というのはそれほどの敷地ではないので、適用していくと当然のことながらかかってくるものがいっぱい出てくるということなんですけども、要は先程言われたみたいにこの敷地割が将来も続くということが、もし、何か約するようなものを取っておられるのであれば、一体的に見るようなことを考えるなど、それを整理をされないといけないと思います。

会長：この話だけではなくいっぱい整理しないとイケないものはあると思いますが、全体として大きな境内地は空地がいっぱいあるということに意味があるわけですからその関係を崩さないというか、あるいは巨大なものがないために考えられているということになるので、斜線を考えることの意味合いがどの程度あるのかということなのですね。高さなどの規制は直接効いてくると思うのですが、道路斜線をそんなに頑張る必要があるのかということはありませんね。

処分庁：それに代わるものとして水色に塗っている空地は絶対に担保するというところで他の塔頭にも御了解いただいているものでございます。

会長：審査会としてはそういうルールの説明を聞きながら、社会通念上これがこの境内地の環境を著しく悪化させたり圧迫感が出てきたりしないかということ全体として評価していただけたらいいのだと思います。

委員：この建物は結局附属建物ですよ。

処分庁：はい。

委員：それが前提ですよ。この件に関しては問題ないかと思います。

会長：この件については問題ないという御意見をいただきましたが、境内地内の空地のあり方については色々御意見が出ましたので、御検討いただければと思います。

## (6) 事前相談

〔(仮称) 第2 寺町六角ビル増築計画に係る総合設計制度の許可〕

### ア 報告の概要

建築基準法第59条の2第1項に基づく総合設計制度の許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

### イ 質疑等

委員：庇とは建物にくっ付いているものを言うのかと思っていたのですが、ポールで支えていても庇と言うのですか。

処分庁：庇は建物にくっ付いているものでございます。今回の建物は全面はくっ付いていませんが、何点かは建物とくっ付いています。その理由としまして、ホテル棟の1階部分と2階部分に排煙設備といって煙を上に出す設備があるのですが、屋根に収めるのではなく、空に抜ける状態を確保しないとイケないという基準がございまして、その基準を満足するために必要な部分については開放しております。全面くっ付いているわけではありませんが、一部く

っ付いている状態ですので、建築基準法上は庇とホテルと一の建物とさせていただきます。

会長：庇でなければ別の建物ということになってしまいますか。

処分庁：言葉の表現と建築基準法の一棟、二棟の判断は別ですので、この言葉を増築建物にしたからと言って別の建物にはなりません。当該建物は耐火要求と言われる耐火建築物にする必要のある建物になっておりますが、この庇については不燃材ということで燃えにくいものを使っています。それにつきましては、耐火建築物の大規模な庇という扱いをしておりまして、本来であれば耐火の屋根にしないといけないところを不燃材ということで緩和のような扱いが防火避難規定上ありまして、その扱いを使っているため、表現としては庇とさせていただきます。

委員：現状は建築基準法に適合して建っているわけですよね。後から、総合設計制度を活用して公開空地として認めて、斜線制限を緩和する部分が出てくるわけではないのですか。現状では斜線制限が触れているはずがないので、結局触れるのは庇として作る部分が斜線制限に触れるということになるわけですよね。

処分庁：そうです。細かい話でいきますと、道路斜線制限というものは、道路境界から建物が下がっている場合については、その分の緩和を受けられる制度になっております。当該ホテル棟につきましては、御覧のとおり道路境界線から下がっておりますので、その部分の緩和規定を使って道路斜線制限をクリアしている状態になっております。今回、庇を設置することにより、道路後退部分がなくなり、緩和が使えなくなるということがございまして、緩和が使えなくなると道路斜線制限に適合しなくなるという理屈になります。

委員：要するに市長が認めるという場合に、色々な法上の例外規定に適合するとして、規制上は一応クリアできるということになるわけですよね。ここで検討するのは交通上、安全上、防災上、衛生上の4点を検討すればいいということですよね。

処分庁：そうです。

委員：アーケードがあるところから雨に濡れずに入るというのは、来られる方にとっても快適にお買い物ができるので非常によく理解できるのですが、それであれば、総合設計制度を最初から使えば良かったのかなと思うのですが、既存の建物ができてすぐに総合設計制度を使う事例というのは結構あるのですか。

処分庁：まず、一つ目の御意見についてでございますが、ホテルを建設する際に事業者の方と地元の方々と協議をしたうえで、現在、事業が進んでいるところでございますが、当初、建物のイメージがなかなか湧かない中でホテルの工事の進捗が進み、地元の方々から要望が出てきたものです。それに対して、事業者としてもできるだけお応えする形で増築になったという経緯があることについては確認をしているところでございます。二つ目の御指摘の事例につきましては、京都市としては過去に事例はございません。元々、総合設計制度で計



画している建物の増築計画というものはございますが、元々、使っていないものの増築計画で新たに使うという計画については、過去、京都市の方で許可した事例はないことを確認しております。合せまして、参考ではございますが、京都府、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市の全ての都市においてそういった事例はないことを確認させていただいております。

委員：MOV I Xは当初から総合設計で計画されて建物と庇との一体性も高いし、アーケードとの接続についても比較的良好ですよね。それに対して今回は後付けで色々なところで隙間が開いた形なので風が吹き込むようなときに新京極と同じような機能は確保できないと私は思うのですが、MOV I Xのときの考え方と今回の考え方は同じ扱いになるのですか。

処分庁：同じ扱いをしています。MOV I Xにつきましても、店舗の前は公開空地として位置付けられております。写真にお示ししておりますとおり、上には膜構造の屋根が架かっており、白っぽい素材で一定の光を取り込めるような素材を使っています。MOV I Xにおきましても今回と同様に当該店舗の前の公開空地につきましては青空型空地ということで同等の評価をして許可していることを確認させていただいております。考え方自体は同じ考え方をさせていただいております。

委員：MOV I Xの公開空地のところに遊技機か何かは置いてありますが、公開空地内に置いてもいいのですか。

処分庁：この建物の公開空地の範囲については現在、確認できておりませんが、公開空地におきましては、広く一般に開放されるものということで、具体的に物を置いては行けないという決まりはないのですが、趣旨からすれば自動販売機を置くとか広く一般に自由に使える空地の妨げとなる物を置かないというのが考え方です。公開空地につきましては、そういった形で維持管理する必要がありますので、その取扱要領の中にいくつかの基準がございます。公開空地につきましては「公開空地であること」を表示して、広く一般に知らしめるということと、維持管理状況につきましては年に1回、京都市に御報告をいただくことが許可の基準の中に謳われておりますので、御報告をいただき、京都市としても維持管理されていることを確認しているということになります。この遊技機がどういう位置付けに当たるかは確認しておりませんが、公開空地一般につきましては、そのような扱いをさせていただいております。

委員：先程の補足として、17ページの図を見ていただいたら元々の庇との間に隙間が開いているのですが、勾配が逆様になっていたり、これに似た話が実は京都駅の八条口のタクシーの降車場であり、私も帰りに通るのですが、雨がすごく吹き込んでいます。やはり、後付けでやると機能としては、MOV I Xのものと大分違うのではないかと思いますので、今の質問させていただきました。

委員：公開空地とは何かと言った時にこの資料をつけていただいて左側にあるポンチ絵の公開空地と書いてあるところに公園のようなものがあって、それに

よって容積率の割増しが貰えるというのが一般的な考え方だと思うんですね。市街地の環境の改善に資するというのが公開空地の前提としたら今計画されているものが市街地の環境の改善に資さなければいけないわけですが、雨を防ぐという庇としての機能は果たしているんだけど環境が良くなるようなデザイン的なアプローチが乏しいのではないかなと思うんですね。緑地的な話でいけば細い溜まりに樹木の植わったところがあるだけで、例えば庇を支える柱が元々のアーケードの柱に沿っているわけでもないし、建物の柱梁の間隔に沿っているわけでもなく、一番効率的な経済的な建て方をしたのではないかなというデザインになっているように思われます。デザイン的な配慮として、例えば、角の所に人が溜まれるように植栽の角が上がっていてベンチのように座れるであるとか、本当に環境を改善しようという意図が見えにくく、今後このような良い事をするための効果を分かってもらえないようではもったいないので、やるならやるできちんとデザインしてきちんと環境の向上に資するような意図が見えないといけないと思います。

処分庁：委員がおっしゃられているとおり、許可をするうえで庇を付けることが、当然、市街地環境の改善に資すると言えることが必要であると考えますが、普通の敷地と違う当該敷地の周辺環境の状況として言えますのが、前面にアーケードがかかっていることが挙げられると考えております。当該庇を設けることにより、お店に入る方々の雨に濡れない空間の確保ということは一つございますが、ここに屋根がない状態ですと斜めの雨が商店街に入ってきており、設置のもう一つの目的として、商店街の天候による危険度を防ぐことも一つの効果として判断しております。そういった意味でも周辺の環境、延いては市街地の環境に寄与するという判断をさせていただいております。二つ目の指摘の緑化と柱のピッチにつきましては、増築計画でございますので、既存の建物がある中で計画を進めているものでございます。そういった中で広場の空間を確保するために現在予定している柱のピッチが約6mというところでございますが、これは考えられる最大のピッチを確保しております。

処分庁：委員の御指摘のとおりですが、そういった視点から色々と相談してきた経過がございます。一方で商店街のアーケード空間は基本的にフラットで障害物などがなく、自由に行き来できる空間になっており、その延長線上で空間を形成する必要があるということと、上の素材につきましても直射日光が入ってくると歩くうえでも暑さなどの支障もありますので、アーケードと同様の柔らかい日差しになるようになっております。柱についてはできるだけ飛んだ方がいいという話がありまして、それを検討されてはいるのですが、構造上の問題によりこのようになっています。

会長：今の御指摘はスパンが飛んでいる方が良いという御指摘ではなく、既存の建物や商店街側のアーケードの柱と庇の柱が揃っていないので、揃えようという発想はないのかとそういう話なのですが。

処分庁：元々は検討したのですが、商店街側に揃えようとしますとスパンが飛びますので技術的に難しいという点が一つございます。

会長：建物の構造に合わせればできるように思いますが、微妙にずれていますね。  
処分庁：建物の柱については、平面図上は見えておりますが、外からは見えない構造になっているところがあります。また、西側は店舗の顔になりますので、お店に入られる方の動線に柱を設けないような配慮などをお考えのうえで検討されていると聞いています。技術的な話でいきますと当該空地の地下の部分に既存ホテルの埋設管が埋まっており、それを避けるような形で柱を計画され、種々の条件の中で今の計画が出来上がっているという状況でございます。

処分庁：色々な制約条件があるのですが、再度、調整の余地がないかどうか話をしたいと思います。

会長：植栽は必要条件ですか。

処分庁：資料6ページ目に記載の京都市の取扱要領の中で、敷地内の空地におきましては、利用形態に応じて緑化を図りということで明確な基準があるわけではないのですが、緑化について謳われていることから、今回、図書の方に落とさせていただいたところでございます。

委員：緑地が無いよりは良いと思います。もう少し豊かに緑があれば一番いいでしょうけれどもそれの他に何かあるとしたら人が溜まれるような場所にするとか、他のところが通路とするならばそれ以外で溜まれる場所があればいいと思いますので、例えば植栽が40cm位の高さにあるとすれば端側を少し大きくしてベンチのように使ったりできるし、何か緑化しながら人が溜まれるというようなデザイン的な工夫もあるのではないのでしょうか。

会長：公開空地の議論として考えますと元々空地だったところに庇を架けているので、話がとおりにくい部分はあるかと思いますが、総合設計で見ると総合設計を適用したという感じは否めないですね。環境との関係も基準との関係を見るとちぐはぐな感じはしますよね。緑があるかないかというよりはきちんとしたアーケードとして仕上げるということがデザインの問題としては重要な感じがします。屋根がここにはないよりはあった方が良いという点では店舗もそうかも知れませんが、来街者から見てもそうだろうとは理解できるのと、あとは安全上、衛生上、特に今の話だとむしろ意匠的な話がありましたけれども危険だとかそういう話は出ませんでした。

委員：安全上の話ですけども、アーケードに引っ付いてあるということで火災とか、排煙の話であるとか、柱があるということでもかなりの人が来られるときの想定であるとか、その辺りはきちんと関係部署と協議されているのですか。

処分庁：防災の話につきましては消防局と協議をしております。

委員：アーケードについてはアーケード協議会のようなものと協議されているのですか。

処分庁：そういったところまでは確認しておりませんが、商店街組合という団体と協議されたうえで計画をされていますので、商店街が全く知らないという話ではないと思います。

処分庁：確認はしたいとは思いますが、商店街からの強い御要望もありまして、ア

一ケードの空間を接している敷地まで広げようというところから行っているところですよ。

会長：総合設計制度の基準に適合しているかということも許可上は重要なのでしょうけども交安防衛上の要件を満たしているかということについてはいかがですか。

処分庁：6ページのところで、総合設計制度取扱要領で交安防衛上支障がないというところを確認しているところではございますが、より説明の中で次回補強できる点がありましたら補強させていただきたいと思います。デザインとの点につきましては様々な制約がある中ではございますが、今日頂戴しました御意見を踏まえ、何か反映できる部分がありましたら、次回報告させていただきます。

## 7 閉会

京都市建築審査会  
会長 高田 光雄